

えるのである。

第三には、教育長についてである。すなわち、その前歴及び前々歴が殆ど教育的専門職であり教育行政における専門性を維持できる見とおしがえられたことである。すなわち、前歴においてみると教育長であったものが六三名を数え、校長、教員であったものが十一名で計七四名が教育専門職の経歴をもち、それ以外でも一般行政の経歴をもっている人の就任が多く、前々歴においても同様の現象である。

以上指摘した点は今後の運営上発展の条件として好ましい面であるが、果してそれをそのまま喜んでしまう材料にしてよいかについては問題である。さらにふみいって考えてみると、またいくつかの再考を要する問題が浮びあがってくるのである。

その第一は、委員構成にみられる老令性である。第二は、教育長を含めて事務局構成が極めて貧弱であり、常勤職としての教育長の給与額についても非常識と考えられる措置が若干みられることである。

第三は、財務に関する事務委任の状況においては殆ど委任または補助執行の措置がとられていない委員会が半数近くあり、長との関係において委員会の地位が極めて不安定となり、自主的な教育行政運営について懸念されることである。このいわば暗い面の問題点こそ本当の意味における問題点である。

したがって今後の運営上の問題点としては、

- 1 委員構成における老令性及び事務局構成の劣弱性をどうして克服するか
- 2 市町村長との関係において不安定な委員会の地位をどうして確保するかの二点に要約できることになる。

何と云っても問題点の最たるものは、事務局構成の劣弱性である。調査結果による教育長を除く専任職員の一事務局当り平均が人口段階別にはっきりしたかたちをとっている。五万以上が十三人以上の職員を擁し、三万五千の段階においては五人程度の規模となり、一万五千人以下の段階においては一人または一人以下の現況となっている。しかも一万五千以下の段階に属する教育委員会の数は八十八で総数の大半であることを考えあわせるとこの問題の重要性ははっきりする。たとえ五人制が維持できても、教育長の専門職の性格が確保されても、事務局のこの劣弱性では、到底教育行政の自主的な運営を十分に期待することは難しいといわねばならない。これをどうするかは市町村教育委員会の最大の問題である。

ここでわれわれは、教育委員会制度の改革が論議の日程にのぼったとき、第一の問題として教育委員会の設置単位の問題がとりあげられたことを想いおこすのである。町村合併の進歩によって町村の行政能力が強化されたことは否めないが、決して十分なものとはいえない。こ

の辺で地方教育行政における行政単位の問題が教育行政の特殊性という観点からと、一般行政との関係という観点から考えてなおされてしかるべきものと思う。例えば人口規模三万人程度を基準とする教育全部事務組合方式なども一つの方法として考えられるのではなからうか。劣弱性を補う暫定的な方法としては

- 1 教育課程審議会（仮称）等を設置し、教育課程及び教材教具の取扱等について校長及び教員の専門的な意見を反映できる措置を講ずること
- 2 社会教育については、社会教育委員会及び公民館運営審議会等を徹底的に活用すること

第二節 風雪に耐えて教育委員会の努力はつづ

けられる

さきに述べたとおり、昭和三十一年度の教育行政はくるしい条件のもとにしかも辛棒強い役割りを与えられた。こういう状況下において教育委員会はどのような努力を続けられたであろうか、これが次の問題である。

一、うまれかわった教育委員会

—ある日の会議録から—

昭和三十一年度の大きなできごとは何といっても「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の成立である。本原においても昭和二十三年以来旧法による教

3 教育委員、教育長及び事務局職員に相互研修の機会を与え資質の向上をはかること
等が考えられる。と同時に町村会との連絡提携を密接にし教育及び教育行政についての長の責任を喚起することもまた重要である。

結論的には、教育委員会の当面する劣弱な条件を確認し、それが地方教育行政の正常な運営を阻止する働きをすること
を極力防ぎ、プラスとなる条件を最大限に活用して、バランスのとれた県市町村を通ずる教育行政の発展を期したいものである。

育委員として福島県教育行政につくされた方々にかわって古張信二氏、角田林兵衛氏、苅宿俊風氏、太田緑子氏及び芳賀信平氏の五氏が選任された。

その新しく生れかわった教育委員会はどんな活動をしているものだろうか。